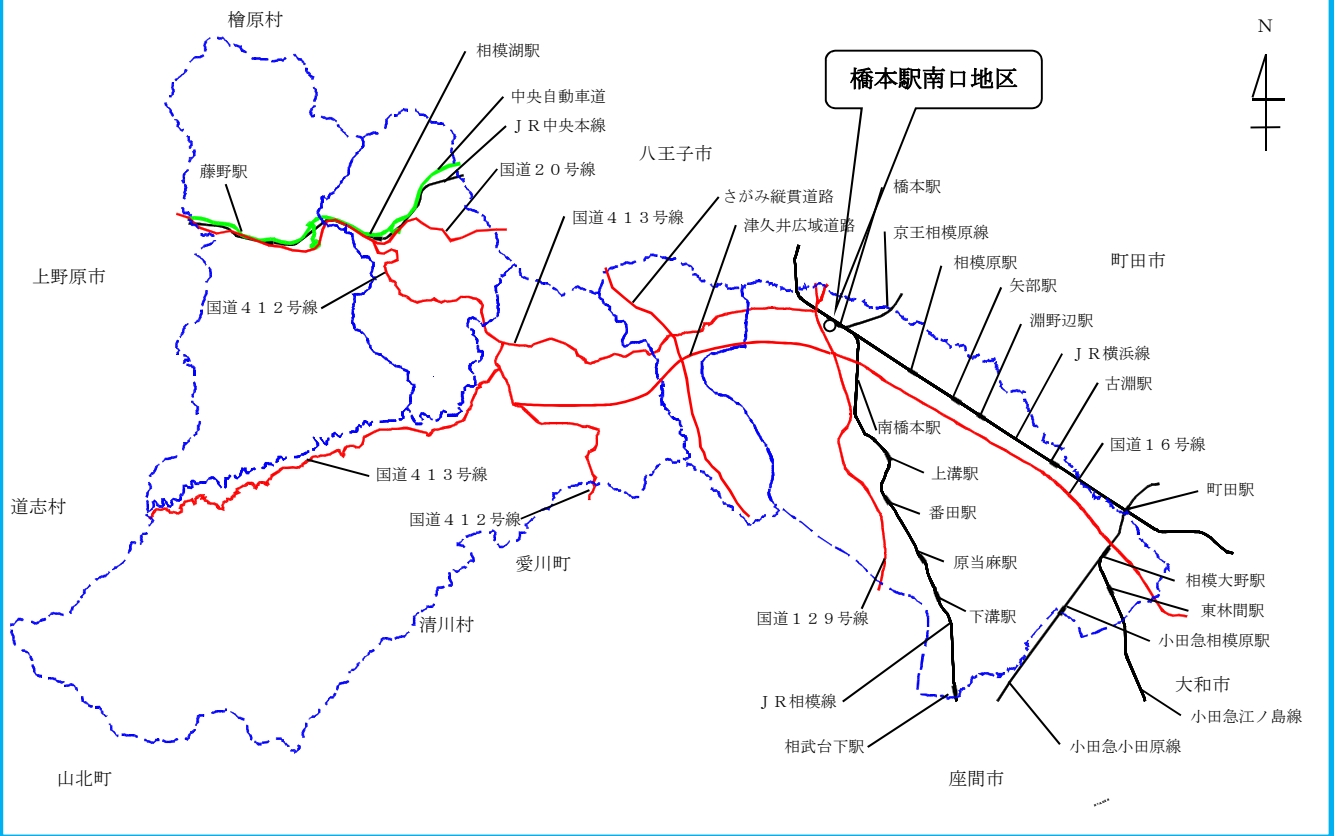


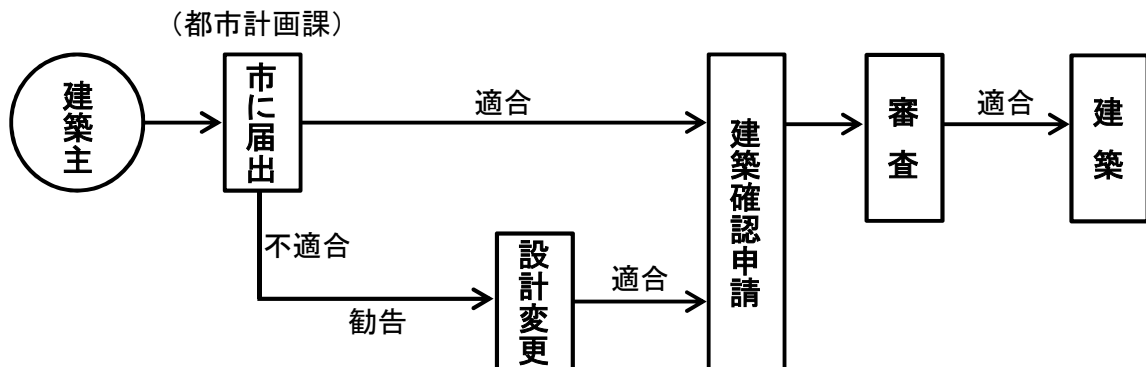
橋本駅南口地区 地区計画の概要



地区計画が定められた地区では

建築物の建築などを行う際には、建築確認申請に先立ち、これらの計画について市に届出（着手する30日前まで）が必要となります。

○ 地区内で建物を建てる時には、次のような手続きが必要です。



地区計画についてのお問い合わせは・・・相模原市 都市計画課
 相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8247(直通) FAX042-754-8490
[Eメール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

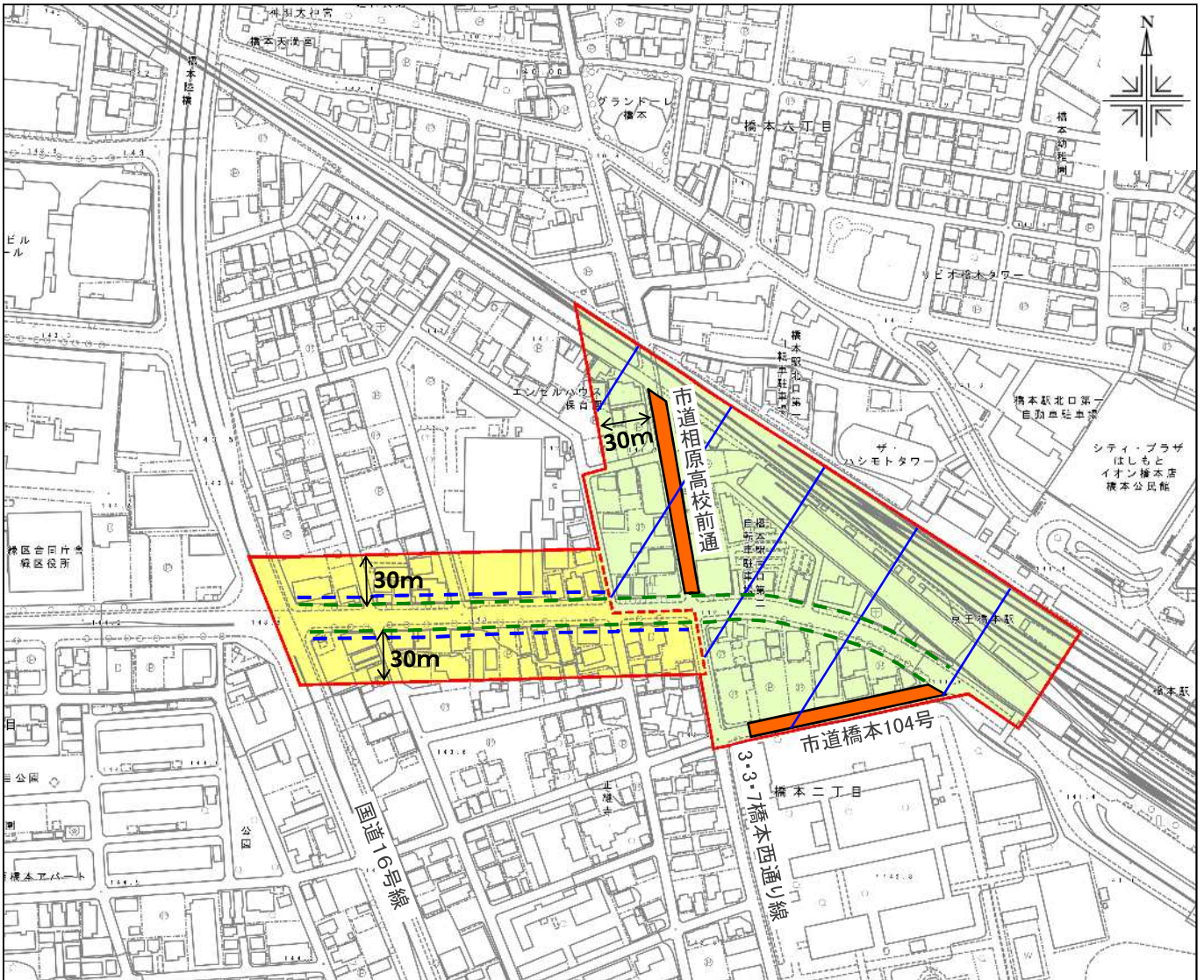
発行：相模原市

地区計画とまちづくり

橋本駅南口地区は、JR横浜線・相模線「橋本駅」南口に位置し、本市における中心商業地であり商業・業務地として整備する必要がある地区です。このため、建築物等の計画的な誘導を図り、商業・業務機能の集積を図るとともに、良好な都市環境の形成と合理的な土地利用を促進することを目標とした地区計画が定められています。

このような地区計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いいたします。

▼橋本駅南口地区 地区計画 計画図



●地区の概要

- 地区計画区域
- 地区の区分
- 駅周辺地区(商業地域 400/80)
- 橋本西通り線沿道地区(近隣商業地域 300/80)

●用途の制限

- 1階部分は住宅等不可
- 1階部分は住宅等不可

●壁面の位置の制限

- 地盤面からの高さ2.5m以下の部分は、道路境界から1m以上後退

●地区施設

- 道路(幅員10m)

地区整備計画概要

建築物の用途の制限

工場、倉庫業用倉庫、危険物貯蔵・処理施設は建てられません。

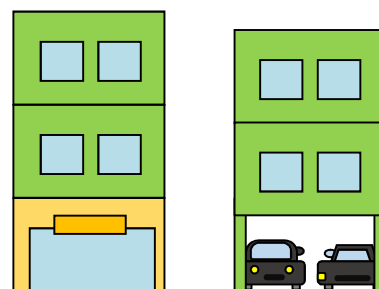
●駅周辺地区：商業地域

建築物の一階を住宅や共同住宅などとして、建てることはできません。（入口ホールや階段、車庫や物置等とすることは可能です。）

●橋本西通り線沿道地区：近隣商業地域

計画図（前ページ）の道路境界線に接する敷地の建築物の一階を、住宅や共同住宅などとして建てることはできません。（入口ホールや階段、車庫や物置等とすることは可能です。）

ダンスホールやナイトクラブ等は建てられません。



容積率の最高限度

●駅周辺地区：商業地域

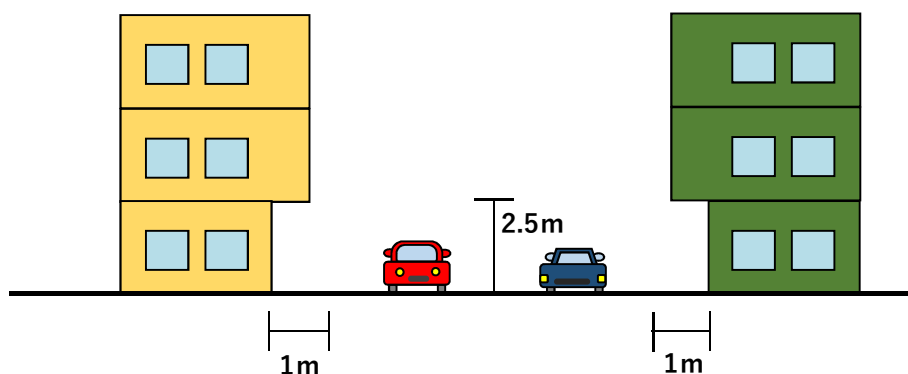
敷地面積が200㎡未満の場合は300%となります。



壁面の位置の制限

●計画図（前ページ）の道路境界線から、建築物の壁や柱の面を1メートル以上後退させてください。（地盤面からの高さ2.5メートル以下の部分のみ）

歩行者空間の確保のため、後退部分は歩道にすりつけるようご協力をお願いします。



橋本駅南口地区 地区計画 決定事項

平成 2 年 7 月 31 日決定
 平成 8 年 5 月 10 日変更
 平成 30 年 6 月 18 日変更
 令和 5 年 3 月 7 日変更

名称		橋本駅南口地区地区計画		
位置		相模原市緑区橋本二丁目、橋本六丁目、西橋本二丁目及び西橋本五丁目		
面積		約 5. 2 h a		
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、J R 横浜線橋本駅南口に位置し、本市における中心商業地であり商業・業務地として整備する必要がある。このため、本計画により商業・業務機能の集積を図るとともに良好な都市環境の形成と合理的な土地利用を促進することを目標とする。		
	土地利用の方針	駅周辺地区については、中心商業地として主に商業の利便を増進するとともに、土地の高度利用を促進する。また、橋本西通り線沿道地区については、周辺住宅地の利便を増進するとともに、駅周辺地区と一体となった商業地として土地利用を図る。		
	地区施設の整備の方針	地区内の主要な道路については、既存の道路を有効に活用し、安全な道路構造となるよう拡幅を図る。		
	建築物等の整備の方針	駅周辺地区については、土地の健全で合理的な高度利用を促進し中心商業地として商業集積が図られるよう、また橋本西通り線沿道地区については、駅周辺地区と一体的に商業地が形成されるよう、それぞれ建築物の用途等について制限するとともに、安全で快適な歩行空間の確保を図るため壁面の位置について制限する。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	幅員 1 0 m 延長 約 2 3 9 m	
	地区の区分	地区の名称	駅周辺地区 橋本西通り線沿道地区	
		地区の面積	約 3. 6 h a 約 1. 6 h a	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 建築物の 1 階部分を住宅又は共同住宅、寄宿舍若しくは下宿の用途に供するもの（これらの用途の入口ホール、階段等並びに附属する自動車車庫、自転車の停留施設及び物置等の部分は除く。）	
			次に掲げる建築物は、建築してはならない。 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 敷地が道路（計画図に表示する箇所に限る。）に接する建築物の 1 階部分を住宅又は共同住宅、寄宿舍若しくは下宿の用途に供するもの（これらの用途の入口ホール、階段等並びに附属する自動車車庫、自転車の停留施設及び物置等の部分は除く。）) ただし、当該道路に接する敷地の各部分の長さが 4 メートル未満である建築物の場合は、この限りでない。 (2) ダンスホール (3) ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第 1 3 0 条の 7 の 3 で定めるもの	
		1 次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 5 0 平方メートルを超えるもの (2) 建築基準法別表第 2 (と) 項第 3 号に掲げる事業を営む工場 (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 建築基準法別表第 2 (と) 項第 4 号に掲げる危険物の貯蔵又は		

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>処理に供するもので政令で定めるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業を営む工場は、この限りでない。</p> <p>(1) 原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むもの</p> <p>(2) 建築基準法別表第2（と）項第3号（5）に掲げる事業中裁縫及び編物</p> <p>(3) 建築基準法別表第2（と）項第3号（12）に掲げる印刷</p>
		建築物の容積率の最高限度	敷地面積が200㎡未満の場合、10分の30とする。
		壁面の位置の制限	敷地が道路（計画図に表示する箇所に限る。）に接する建築物の壁又は柱の面で地盤面からの高さ2.5メートル以下の部分は、当該道路境界線から1メートル以上後退した位置とする。